平成２８年（フ）第９号
徳島県三好市池田町州津中津1697番地３　社会福祉法人　三好やまなみ会　池田ホーム、前住所徳島県吉野川市鴨島町知恵島1031番地８　知恵島第一団地、徳島県三好郡東みよし町足代1736－１　救護施設みよしの山荘
債務者　川野　利雪
１　決定年月日時　平成28年５月31日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第４６号
愛媛県西条市三芳1221番地３、前住所愛媛県今治市高部甲770番地８
債務者　眞鍋　晴菜（旧姓氣田）
１　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３３号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1529番地１　幸ノ浦団地66号
債務者　高岡百合香
１　決定年月日時　平成28年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第１２３号
宮崎市恒久南３丁目２番地６　コーポはな102号
債務者　松下　美和
１　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４０号
宮崎県小林市野尻町東麓2531番地７　野尻第一ハイツ101号
債務者　西本　直美
１　決定年月日時　平成28年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２２号
青森県三沢市中央町３丁目３番17号、旧住所青森県三沢市大津１丁目156番地23号　ヴィラトリプル１－Ｄ
債務者　大森　美加
１　決定年月日時　平成28年５月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第６９号
兵庫県明石市荷山町2733番地の２
債務者　岡奥美代子
１　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
神戸市西区伊川谷町有瀬976番地の１　ホワイト石塚111号、前住所兵庫県明石市桜町９番19号
債務者　櫻本　真樹
１　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
神戸市西区大津和２丁目８番地の７　503号
債務者　清水　正之
１　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
兵庫県宍粟市波賀町小野410番地２、従前の住所大阪市東淀川区上新庄２丁目４番36号
債務者　小柴　静子
１　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第５６号
富山市萩原441番地１　Ｍ’ｓハイム105号
債務者　堀川　卓起
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６８７号
千葉県松戸市秋山97番地の３
債務者　石井　裕史
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２２６号
神奈川県平塚市桃浜町３番24号　カーサ・ド・ペレーザーＡ－101、前住所神奈川県平塚市田村４丁目17番15号
債務者　寺崎　香織
１　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２６３号
神奈川県厚木市温水1170番地４
債務者　伊藤　勝視
１　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２７０号
神奈川県厚木市山際868番地５　ハイム白樺201、前住所神奈川県伊勢原市板戸476番地の１　ハウスラベンダー７号
債務者　柳川　清司
１　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２８２号
神奈川県平塚市札場町９番８号
債務者　波紫　弥生
１　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５３０号
名古屋市中区正木２丁目３番36号　浅井第２ビル503号
債務者　玉置二美恵
１　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部